平成２８年（フ）第１２７０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒175番地５
破産者　右山　耕二
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５３号
埼玉県八潮市大字南川崎748番地14
破産者　鈴木　玲子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
埼玉県越谷市相模町６丁目442番地１
破産者　今井　道太
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
静岡県藤枝市瀬古１丁目２番34号、開始決定時の住所愛知県豊橋市西浜町５番地12　カーサ・スペリオ102
破産者　柿崎　祐喜
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４５９号
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目254番地の12　ロイヤルハイツ101号、従前の住所兵庫県赤穂市加里屋2565番地５
破産者　平田　　稔
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４１号
兵庫県加古川市平岡町高畑452番地の22
破産者　小林ひとみ
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５５号
広島市佐伯区八幡が丘２丁目９番24号、開始決定時の住所広島市西区井口明神３丁目14番12号
破産者　勝丸　吉弘
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２号
香川県三豊市詫間町詫間4640番地
破産者　増富　博美
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
香川県高松市太田上町857太田団地２－508号、前住所香川県高松市元山町1119－７元山アパート202号、開始決定時の住所香川県高松市六条町708番地１
破産者　髙松　幸治
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５号
香川県東かがわ市坂元771番地
破産者　河井　弘樹
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６号
香川県高松市高松町2191番地51、申立時の住所香川県高松市高松町1261番地34
破産者　宮田　文香
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０２号
福岡市博多区山王１丁目８番５号
破産者　長明昭一郎
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６号
新潟県南魚沼市妙音寺388番地
破産者　大津　敬之
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
新潟県上越市大字土橋1071番地５
破産者　吉野智恵子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４８号
愛媛県西条市大町219番地４
破産者　小越　修司
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１２号
長崎県対馬市厳原町田渕791番地、開始決定時の住所長崎県対馬市厳原町日吉377番地３
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係